

教職員の健康を保ち、子供によりよい教育を行うための多忙化改善取組方針

白山市教育委員会

1 達成目標

教育の質を落とさず、業務分担の適正化等により、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

[白山市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則] R5.4.1～

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第7条に規定する指針を踏まえ、時間外勤務時間の上限を以下の範囲内とすることを旨とする。

- ・1か月について 45時間
- ・1年間について 360時間

2 基本方針

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため、学校における働き方を見直し、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間等、教職員が本務に専念するための時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。

3 留意事項

- (1) 時間外勤務の縮減が目的化し、教育活動がおろそかにならないよう、十分留意して取組を進める。
- (2) 部活動指導については、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図るといった観点に加え、教科指導等に取り組み時間の確保や教職員の負担軽減という観点も十分に踏まえて取組を進める。
- (3) 様々な機会を通して、教職員の多忙化の現状や取組を保護者や地域等の方々に説明し、理解や協力を求めていく。

4 主な取組

- (1) 週1回の「定時退校日」の設定
- (2) 学校閉庁日の設定
 - ①県内一斉の「リフレッシュウィーク」期間（7日間程度）全てを学校閉庁日とする。
 - ②土日祝日に学校行事を行った場合の代休日を学校閉庁日とする。
 - ③緊急連絡先は、白山市教育委員会学校指導課とする。
(平日 8:30～17:15 076-274-9578)
- (3) ボランティアの受入推進
 - ①学校支援ボランティア（教員志望の大学生）の受入を推進する。
 - ②特別支援教育ボランティア（18歳以上の方）の受入を推進する。
- (4) 保護者と学校をつなげるICTの活用
- (5) 留守番電話の運用
- (6) 中学校部活動
 - ①「白山市における部活動の在り方に関する方針」を策定する。
 - ②条件を満たす部活動を対象に部活動指導員を派遣する。
 - ③地域の体育協会や競技団体等と連携し、外部指導者の導入を進める。

(7) 保護者や地域等の方々の理解・協力

- ・ P T Aや地域団体が主催する行事や会合等について、関係者に教職員の勤務状況や改善に向けた取組について理解と協力を求め、開催日数や時間等の削減を図る。

「白山市における部活動の在り方に関する方針」 (抜粋)

- ・ 休養日は、原則週 2 日以上、平日 1 日と土曜日又は日曜日とする。
- ・ 朝練習は原則行わない。
- ・ 大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土日ともに設定できない場合は、翌週の平日に代替の休養日を設ける。
- ・ 通常練習（練習試合等は含まない）における 1 日の活動時間は、平日は長くとも 2 時間程度、学校の休業日は長くとも 3 時間程度とする。
- ・ 夏休み等の長期休業中には、まとまった長期の休養期間を設ける。

留守番電話の運用について

1 自動音声への切り替え

(1) 設定時刻

小学校は原則 1 8 時 3 0 分に設定する。

中学校は原則 1 9 時 3 0 分に設定する。

※定時退庁日や行事等がある日は、勤務時間終了時刻に設定する。

(2) 解除時刻

小学校、中学校共に 7 時 3 0 分に解除する。

2 土日祝日の対応について

小・中学校とも原則、終日自動音声での対応とする。なお、中学校の部活動の欠席、遅刻等の連絡は、各部で工夫する。

3 アナウンス例

「こちらは〇〇〇学校です。ただ今業務時間外のため、恐れ入りますが、平日 7 時 3 0 分以降に改めておかけ直し下さいますよう、お願い申し上げます。」

4 その他

架電者からの伝言等を録音する機能はない。